

ディープテック・スタートアップ支援/国際共同研究開発 Q&A

番号	カテゴリー	質問	回答
1	制度	この公募は出資を得ない応募要件を満たしませんか。	本公募では、VC等からの出資を得ることは応募要件に含まれていません。
2	制度	NEDOのディープテック・スタートアップ支援事業との並行での応募は可能ですか。(各応募内容で、プロジェクトが異なる前提)	ご応募が可能です。NEDOにおいて提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることであります。
3	制度	他のNEDO補助金との併用は認められますか。	他のNEDO補助金と並行して申請することは可能です。NEDOにおいて提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることであります。
4	制度	大企業の完全子会社でも、中小企業の基準に該当するのであれば、このプログラムのパートナーとして活動できますか。	中小企業に該当する法人であっても「みなし大企業」に該当する場合は、提案者となることはできませんが、提案企業の委託先や共同研究先として参加することはできます。
5	制度	公募要領8ページ、助成対象者の要件⑥に「目安として創業から10年以内」とありますが、どれくらい厳格に適用されますか。またその年数は、採択の可否に影響しますか。	資金調達が進んでいない中でリスクをとり大きな成長を図ろうとする企業については対象となる可能性がありますので、個別にご相談ください。
6	制度	UKのパートナーとの提案を検討しています。Innovate UK側ではJapanとのプロジェクトに最大2M EUROの予算を確保しているとのこと記載があったため、1案件最大600K EUROを踏まえると3-5件程度の採択になるのではと推測しています。日本側での予算規模や採択予定数などの目安はありますか。	採択審査基準を満たした案件は全て採択されます。
7	制度	過去にNEDOの別事業からの助成を受けています。同事業とは異なる研究テーマですが、過去の助成の有無は評価に影響しますか。	審査にあたって、採択審査基準や選考基準以外の観点については、考慮しません。
8	制度	50万円以上の設備は、NEDO資産で事業終了後買い上げとなりますか。	助成事業者の取得財産のうち「取得価格が単価50万円以上(消費税込)の財産」は処分制限財産に該当します。処分制限財産の扱いについては、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(P172)を参照ください。
9	制度	相手国企業が採択、NEDOで不採択の場合は何も得られないですが、場合によってはNEDOで採択されたテーマがすべて相手国で不採択になる場合もあります。(もし採択の最低件数があるのであれば)相手国で採択、NEDOで不採択(低順位)テーマの繰り上げ採択等がありますか。	採択審査基準を満たした案件は全て採択されますので、繰り上げ採択は予定していません。
10	制度	助成事業終了後に同事業で利益が生じた場合、助成金返還の義務はありますか。	事業終了翌年度から5年間は企業化状況報告を提出いただきます。その報告書記載内容に基づいて当該事業による利益が認められる場合には、交付規程記載の方法に則って収益納付額を算出のうえ、納付いただく場合があります。収益納付の考え方については「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(P176)、納付額の算出方法については「ディープテック・スタートアップ支援基金/国際共同研究開発助成金交付規程」(様式第20)を参照ください。
11	制度	採択後、提案書に記載した開発計画や事業計画を達成できなかった場合、助成金の返還や罰則等がありますか。	研究開発事項の中断や変更に伴う助成金の返還はありませんが、不正事項などが認められた場合には返還を求める場合があります。
12	制度	学術機関が共同研究先などに含まれる場合、定期助成は適用されますか。	本事業では定期助成は適用されません。
13	制度	委託先、共同研究先は、交付決定後に増えても構わないですか。	提案書に記載されている体制で審査し、交付決定されます。事業開始後の大幅な変更は認められません。
14	制度	現段階でIPOを目指して準備している場合は、応募は不可ですか。	予定されているIPOの時期により、事業実施中に上場した場合には、要件を満たさないこととなりますので、NEDOは事業中止等決定できるものとして扱います。
15	制度	対象相手国は将来的に増えていく可能性はありますか。	2024年度に関してはこの7カ国で追加はありません。EUREKAのGlobalstarsのスキームを活用する公募の場合は、EUREKA加盟国の範囲内で公募毎に対象国の構成は異なる見込みです。
16	制度	2025年2月に助成対象事業を分社化する予定ですが、応募後に法人が変更する場合でも応募可能ですか。	個別の事業となりますので、別途「相談フォーム」を用いて質問をメールで送付ください。
17	制度	応募受理数から採択となる採択率は例年何%程度ですか。	2023年度公募では、18件の提案に対し、最終的に3件が双方の国で採択となりました。
18	制度	本事業の予算規模、もしくは採択予定数を教えてください。	本助成事業の事業期間全体の予算総額は20億円です。2024年度においては採択審査基準を満たした提案は全て採択する予定です。
19	制度	事業期間中は月次や年次のレポートなどの報告義務はありますか。	年度ごとに実績報告書提出の義務があります。また、四半期ごとの進捗確認を行います。
20	制度	短期集中で、1年間で本事業を完了させることは可能ですか。	提案は可能ですが、過去の実績から1年では短く感じます。最終的な研究開発目標を達成するためには、少なくとも1.5年から2年程度が必要ではないかと考えます。
21	制度	本事業は公募は年1回の実施ですか。	2024年度に関しては、今回の公募のみです。
22	制度	本年度の公募で日本側が審査通過したものの相手国側企業が不採択であった場合、翌年度に相手国側企業が再度応募・採択されたら、自動的に日本側が採択されるなどの取り扱いはありますか。	ありません。本助成事業は公募毎に日本側と相手国側の両方で同時に採択されることで助成が確定し、片側のみの採択結果が次回以降の公募へ持ち越されることはありません。次回公募に前回公募と同じ体制で再度提案することは可能です。
23	制度	開発拠点は、日本または相手国どちらでもいいですか。	応募要件に「主要な研究開発拠点を日本国内に有すること」、また「主任研究者が日本の居住者であること」という項目が含まれていますので、日本側の企業の研究開発拠点は日本となります。日本側の企業が海外の第三者を委託先や共同研究先とする場合は、研究開発の一部を海外で実施することが想定されます。また、相手国側企業との間の双方技術の融合検証等のため研究開発の一部を海外で実施することも想定されます。
24	相手国	このコファンドプログラムについて相手国側企業に説明したいが、それぞれの国の公的支援機関の名称と公募サイトはどこで確認できますか。	NEDO公募ページの3.にEurekaの公募ページへのリンクがあります。以下に示すEurekaの公募ページの左側タブ「Applying」をクリックすると表示されるページに各機関の公募サイトのリンクが掲載されています。 https://eurekanetwork.org/opencalls/globalstars-japan-call-for-projects-2024/
25	相手国	公募説明会での説明スライドの英文資料はありますか。	申し訳ありませんが、英文資料はありません。
26	相手国	相手国企業を選定した理由を提案書類に記載する必要はありますか。	提案書にパートナー企業の選定理由やその選定過程を記載いただく必要はありません。応募にあたっては各企業の役割分担を明確にし、その内容を簡潔に提案書に記載ください。
27	相手国	相手国側事業者が相手国側の公的支援機関から支援を受けることを前提とする。これは、海外展開している大手企業の子会社では、適用されますか。	海外展開している大手企業の子会社が相手国側の公的支援機関の支援対象となるかどうかについては、各国の応募要件が国によって異なりますので、当該子会社から直接、相手国の公的支援機関にお問い合わせください。
28	相手国	共同研究の性質について。海外の相手事業者と知財を共有することは必須ですかそれとも、相手事業者は研究開発に必要なツールの開発や研究参加者のリクルーティング等を行い、開発する知財は日本側提案社のものであるという関係でも対象となりますか。	知的財産権等の取り扱いについては、相手国側企業との間の共同研究契約(CA)の中に記載する必要があります。共同研究による知的財産権を日本側企業だけが所有するという内容もあります。両国で採択される必要があることに留意ください。
29	相手国	日本側提案社からパートナーとなる相手事業者に対して助成金の中で直接的に、ないしは助成対象外としつつも間接的に何らかの業務を委託することは可能ですか。	公募ページに掲載の「相談フォーマット」を用いて個別にご相談ください。
30	相手国	CAにおける知財の扱いや他オブリゲーションについて、基本的に両国申請事業者同士での自由協議になると考えていいですか。	知的財産権の取り扱い等については、両国の事業者間で交渉ください。NEDOは、知的財産権の取り扱いがCAに記載されていることを確認いたします。
31	相手国	日本・相手国の提案事業者が親会社と子会社関連会社でも可能ですか。	日本側事業者と相手国側事業者は、それぞれ独立した企業である必要があります。関連会社との関係性や提案内容によることもありますが、個別に「相談フォーマット」をご利用のうえにご相談ください。
32	相手国	相手国側企業等には、大学なども含まれますか。	提案者についての相手国側の要件は各国で異なりますが、企業は含まれている必要があります。相手国側の要件によっては大学が提案者に含まれていることが可能な場合もあります。相手国側の要件をご確認ください。
33	相手国	相手国側企業の応募要件も未上場の中小企業となっていますか。	提案者についての相手国側の要件は各国で異なり、上場企業や大企業が提案できる国もあります。
34	相手国	すでに相手国側企業と共同研究契約を締結済みの場合でも応募可能ですか。	応募可能ですが、今回の提案内容に沿った契約となっていることを確認の上で提出ください。
35	相手国	相手国側企業との適切な助成金額のバランスはどのようにきまりますか。3:7までが適正と判断されるとの説明ですが、5:5でも問題ないですか。	助成対象費用全体の割合で換算され、3:7の割合以内での配分が認められます。5:5であれば、よりバランスがとれた提案となります。
36	相手国	相手国企業との助成金のバランスについて、日本側企業が1億円、相手国側企業が1億円の申請は問題ないですか。	問題ありません。
37	相手国	相手国側企業との共同研究契約の内容について、分担割合などの制限は設けられていますか。	共同研究の実施体制の妥当性(役割分担は明確であるか、バランスは確保できているか等)は採択審査基準に含まれています。
38	相手国	提案書には共同研究先の技術説明も記載が必要ですか。	提案書には、国際共同研究開発の内容について適用技術の概要を記載する項目がありますので、相手国側企業の技術についても概要を記載ください。双方の優れた技術を掛け合わせた相互補完的な共同研究開発内容となっているかどうかは、審査の対象となります。
39	相手国	日本側企業が保有する製造技術について、相手国側企業が重産技術を確立する、というような座組は可能ですか。	提案することは可能です。但し、日本企業側がコア技術を持っていることで採択審査基準を満たした採択されたとしても、相手国側企業の重産技術が相手国側機関に採択されるかどうかは分かりません。相手国側にもコア技術開発費が含まれることが望ましいです。
40	対象費用	金型や映像素子等の材料費は補助対象となりませんか。材料費が経費となる場合、金型所有権は補助対象経費に影響しますか。	助成事業の遂行に必要な場合は、経費に計上することが可能です。助成先が当該金型の所有権を有することが前提となります。
41	対象費用	業務委託費は補助対象経費になりますか。補助金申請に係るコンサル等の事務委託費のことです。	助成事業に係る委託費、共同研究費は経費に計上することが可能です。補助金申請は助成事業に該当しません。
42	対象費用	事業計画変更した際には補助金額も増減しますか。	助成事業の計画変更にはNEDOの承認が必要です。計画変更承認に伴い、助成金の額や期間の変更もありません。
43	対象費用	設備として中の機器も助成対象となりますか。交付決定前にリース等を開始すると対象外となりますか。	助成事業に必要な機器の購入費等は、経費に計上できます。経費計上を認める期間については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(P44)を参照ください。
44	対象費用	レンタルラボのリース費用等も採択決定後の新規契約でないと対象外ですか。	経費計上を認める期間については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(P44)を参照ください。
45	対象費用	海外で行われる学会や展示会への参加費用は助成対象となりますか。	助成対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。渡航先や目的などを確認させていただきます。
46	提案書類	CAは、提案書提出時点で必要ですか。	提案書提出時点では、CADラフト(英文)でかまいません。CAのドラフトまで合意できていない場合は、秘密保持契約や相手方と調整中の文書の提出も可能です。

ディープテック・スタートアップ支援/国際共同研究開発 Q&A

番号	カテゴリ	質問	回答
47	提案書類	申請時の財務状況のどのような基準が必要ですか。	助成事業を遂行する財務状況にあるかどうかを確認させていただきます。
48	提案書類	3期分の決算書が揃わない場合は事務局に相談の事でしたが、メールで連絡すればいいですか。	問い合わせ先メールアドレス宛にお問い合わせください。
49	提案書類	相手国企業との共同研究契約は応募時までに締結している必要がありますか。	共同研究契約の締結は採択後で問題ありません。応募の段階では署名前のドラフトや、その前段階の秘密保持契約や両社合意書の提出でも構いません。
50	分野	ブロックチェーンはディープテックの対象になりますか。	公募要領8ページ記載の(2)助成対象事業に記載の要件を満たせば、助成の対象となるとお考えください。提案内容によることもありますので、個別にご相談ください。
51	分野	フードテック領域は対象になりますか。	公募要領8ページ記載の(2)助成対象事業に記載の要件を満たせば、助成の対象となるとお考えください。提案内容によることもありますので、個別に「相談フォーマット」をご利用のうえご相談ください。
52	分野	共同研究の内容が原子力技術ではないが、企業自身が原子力技術を扱う場合は、応募可能ですか。	応募可能です。
53	助成金	年度内の概算払いの頻度は何回ですか。	概算払いは年度内に4回まで申請が可能です。概算払い申請を行う前月末までの労務費と、前月末までに支払いが完了している経費が対象となります。年度内の概算払いの日程につきましては、NEDOウェブサイト< https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_gaisan.html >で随時公開しています。
54	助成金	助成開始から当該年度末(3月末)までの費用について概算払いを申請した場合、助成金の受け取りはいつですか。	3月末までの労務費と、3月末の時点で支払いが完了している経費が年度末の概算払いの対象となります。助成金の受け取りは年度が明けた5月以降となります。
55	審査	審査の観点で、相手国側の開発要素の新規性、優位性も評価点に考慮されますか。それとも、NEDOの審査においては、あくまでも日本側の開発要素しか考慮されませんか。	NEDOは日本側の提案のみを審査します。相手国側事業者の技術内容等の審査は行いませんが、共同研究開発の必要性、有効性は審査の対象となります。
56	審査	日本側は審査に通過しても、相手国側は落ちることがあるということですか。審査は独立して行われるが、結果は双方が通過していないといけないということでしょうか。	ご理解のとおりです。NEDO側は日本側の提案を審査し、相手国公的機関は相手国側事業者の提案を審査します。採択には双方で採択される必要があります。
57	情報公開	参考にすべき過去の採択案件は公開されていますか。調べた範囲では見つかりませんでした。	2023年度の採択結果はNEDOのウェブサイトで公開しています。 https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100217.html 類似のコファンド形式の事業としては、2020年まで実施していたコファンド事業を参照ください。
58	情報公開	採択された場合、企業名が公表されますが、相手側企業名も開示されますか？	NEDOは採択結果公表にあたって、採択テーマと助成予定先企業名のみを公表し、相手国側事業者名は公表しません。相手国公的機関による公表内容は、各国によって異なります。